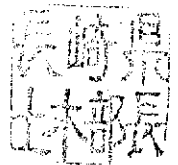


22建企第712号
平成23年 3月31日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会

会長 様

土 木 部 長



中間前金払制度の活用促進について等の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正しましたので通知します。
つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 添付書類

- (1) 中間前金払制度の活用促進について 及び 新旧対照表
- (2) 建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱 及び 新旧対照表
- (3) 長崎県建設工事苦情処理手続要綱 及び 新旧対照表
- (4) 長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領 及び 新旧対照表
- (5) 建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 及び 新旧対照表
- (6) 経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて 及び 新旧対照表

2. 施行年月日

平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から施行する。

中間前金払制度の活用促進について 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1. 中間前金払とは 工事の<u>受注者</u>が前払金を受けた後、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託することにより請求できる前払金という。 2～6 (略) 6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合 (1) <u>受注者</u>が中間前金払又は既済部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・既済部分払の変更申請書（<u>長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「規則」という。）</u>様式第7号の6）を提出させる。 (2) <u>受注者</u>から中間前金払又は既済部分払の選択変更の申し出があった場合は、<u>契約担任者は速やかに工事請負変更契約書（規則様式第8号の6又は様式第8号の7）により変更契約を締結するものとする。</u>	1. 中間前金払とは 工事の<u>請負者</u>が前払金を受けた後、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託することにより請求できる前払金という。 2～6 (略) 6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合 (1) <u>請負者</u>が中間前金払又は既済部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・既済部分払の変更申請書を提出させる。 (2) <u>請負者</u>から中間前金払又は既済部分払の選択変更の申し出があった場合は、<u>契約担任者は速やかに契約変更を行うこと。</u>
7. 認定の方法 (1) <u>受注者</u>から中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書に工事履行報告書を添えて契約担任者に提出させる。また、標準請負契約書第3条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させる。 (2) <u>受注者</u>から中間前金払にかかる認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年	7. 認定の方法 (1) <u>請負者</u>から中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書に工事履行報告書を添えて契約担任者に提出させる。また、標準請負契約書第3条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させる。 (2) <u>請負者</u>から中間前金払にかかる認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為にあっては、当該年

改 正 後	改 正 前
度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1(債務負担行為)にあつては、出来高予定額の2分の1)以上であるかどうか調査する。 (3) (2)の調査は、工事を担当する監督職員で行えるものとする。 (4) 契約担任者は、その結果が妥当と認めるときは、認定(調書)通知書を2部作成し1部を<u>受注者</u>に交付し、他の1部を設計書に綴り保管する。 (5) 及び(6) (略)	度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1(債務負担行為)にあつては、出来高予定額の2分の1)以上であるかどうか調査する。 (3) (2)の調査は、工事を担当する監督職員で行えるものとする。 (4) 契約担任者は、その結果が妥当と認めるときは、認定(調書)通知書を2部作成し1部を<u>請負者</u>に交付し、他の1部を設計書に綴り保管する。 (5) 及び(6) (略)
8. 中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例 (1) (略) (2) (1)の既済部分払を行うか否かについては、<u>受注者</u>と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあつては、協議書により行うこととする。 9 及び 10 (略)	8. 中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例 (1) (略) (2) (1)の既済部分払を行うか否かについては、<u>請負者</u>と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあつては、協議書により行うこととする。 9 及び 10 (略)

※ 改 正

平成 23 年 3 月 31 日付け 22 建企第 712 号

(1) 改正内容

- ① 「中間前金払・部分払の変更申請書」及び「工事請負変更契約書」を、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）第 16 条の 2 として次のように規定し、様式中「甲」を「発注者」に、「乙」及び「請負者」を「受注者」に改める。

（支払い方法に関する契約の変更）

第 16 条の 2 受注者は、工期途中における請負代金額の一部を発注者が支払っていない場合（前払金を除く）に限り、当初契約において選択した中間前金払又は既済部分払を変更することができる。この場合、受注者は、中間前金払・部分払の変更申請書（様式第 7 号の 6）を契約担任者に提出しなければならない。

2 契約担任者は、前項の規定により受注者から中間前金払・部分払の変更申請書（様式第 7 号の 6）の提出があった場合、速やかに、工事請負変更契約書（様式第 8 号の 6 又は様式第 8 号の 7）により変更契約を締結するものとする。

- ② 本文中「請負者」を「受注者」に改める。

(2) 適用

平成 23 年 4 月 1 日以後に契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更契約締結する工事に適用する。

改正後

様式7号の6 (第16条の2関係)

中間前金払・部分払の変更申請書

年 月 日

契約担当者 様

受注者 住所 氏名 印

下記の工事について (中間前金払 ・ 部分払) の変更を申請します。

記

1	工事番号	第	号						
2	工事名								
3	工期	年	月 日～ 年 月 日まで						
4	請負代金額	¥							
5	摘要	<table><tr><td></td><td>1</td><td>中間前金払から部分払に変更します。</td></tr><tr><td></td><td>2</td><td>部分払から中間前金払に変更します。</td></tr></table>			1	中間前金払から部分払に変更します。		2	部分払から中間前金払に変更します。
	1	中間前金払から部分払に変更します。							
	2	部分払から中間前金払に変更します。							

※ 該当項目に○をつけてください。

改正前

中間前金払・部分払の変更申請書

平成 年 月 日

契約担当者 様

請負者 住所 氏名 印

下記の工事について (中間前金払 ・ 部分払) の変更を申請します。

記

1	工事番号	第	号				
2	工事名						
3	工期	年	月 日～ 年 月 日まで				
4	請負代金額	¥					
5	摘要		<table><tr><td>1</td><td>中間前金払から部分払に変更します。</td></tr><tr><td>2</td><td>部分払から中間前金払に変更します。</td></tr></table>	1	中間前金払から部分払に変更します。	2	部分払から中間前金払に変更します。
1	中間前金払から部分払に変更します。						
2	部分払から中間前金払に変更します。						

※ 該当項目に○をつけてください。

改 正 後

様式第22号の2 (第41条の2関係)

認 定 請 求 書

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	

上記工事について、中間前払金にかかる認定を請求します。

年 月 日

受注者 住 氏 所 名

印

様

改 正 前

様式第22号の2 (第41条の2関係)

認 定 請 求 書

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町(村)
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
契 約 金 額	

上記工事について、中間前払金にかかる認定を請求します。

平成 年 月 日

住 氏 所 名

印

様

改 正 後		改 正 前	
様式第22号の3 (第41条の2関係) 認定 (調書) 通 知 書		様式第22号の3 (第41条の2関係) 認定 (調書) 通 知 書	
受注者名		請負者名	
工事番号		工事番号	
工事名		工事名	
工事場所	市(郡) 町 地内	工事場所	市(郡) 町(村)
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
契約金額		契約金額	
確認者名		確認者名	
摘 要		摘 要	
上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。		上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。	
年 月 日	契約担当者 印	平成 年 月 日	契約担当者 印
	様		様

前正改

工 事 履 行 報 告 書

[illegible]

- 注) 1. 予定工程には、工事着手前に予定していた工程を月別に記入すること。
2. 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を月別に記入すること。
3. 実施工程の状況が確認できる写真及び資料等を添付すること。
4. 債務負担行為の場合は、認定請求年月日の属する年度の分のみ提出すること

主任修型 技師者	印
現場代理人	印
監督員	印
主任監督員	印

改 正 後	改 正 前
様式8号の6 (第16条の2関係) (既済部分から中間前金私に変更) 工事請負変更契約書 1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工事場所 市 (郡) 町 地内	【変更契約書の作成例 (既済部分私から中間前金私に変更する場合)】 工事請負変更契約書 1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工事場所 市 町 番地
(契約担任者職氏名) (以下「発注者」という。)と(受注者職氏名) (以下「受注者」という。)とは、年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。 (中間前金私の変更) 第1条 原契約書に第37条を次のように定める。 第37条 受注者は、次に掲げる要件 (以下この項において「要件」という。)をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前金私の支払を発注者に請求することができる。 ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。 一 工期の2分の1を経過していること。 二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。 三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 2 発注者は、前項ただし書の請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を発注者に通知しなければならない。 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前金私に関する保証契約 (以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前金私の支払を発注者に請求することができる。	長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と株式会社○○○代表取締役 ○○ ○○ (以下「乙」という。)とは、平成○○年○○月○○日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。 (中間前金私の変更) 第1条 原契約書に第37条を次のように定める。 第37条 乙は、次に掲げる要件 (以下この項において「要件」という。)をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前金私の支払を甲に請求することができる。 ただし、この場合において、乙は、甲に対しておおあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。 一 工期の2分の1を経過していること。 二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。 三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 2 甲は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を乙に通知しなければならない。 3 乙は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前金私に関する保証契約 (以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、中間前金私の支払を甲に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合には、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数の日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合には、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数の日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	9 乙は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。 10 乙は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。 11 乙は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社社に直ちに通知するものとする。 12 乙が中間前払金の支払を受けているときは、第34条第4項から第6項までの規定は適用しない。 13 乙は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要経費以外の支払に充当してはならない。	9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社社に直ちに通知するものとする。 12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第34条第4項から第6項までの規定は適用しない。 13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要経費以外の支払に充当してはならない。
---	--	--	--

(部分払回数の変更)

第2条 原契約書第38条中「回」を「回」に改める。

(部分払回数の変更)

第2条 原契約書第38条中「回」を「回」に改める。

(債務負担行為に係る契約の中間前払の特則の変更) 第3条 原契約書の第42条を次のように改める。 第42条 債務負担行為に係る契約の中間前払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。 2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第37条第1項の規定にかかわらず、<u>乙</u>は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第11項の規定を準用する。	(債務負担行為に係る契約の中間前払の特則の変更) 第3条 原契約書の第42条を次のように改める。 第42条 債務負担行為に係る契約の中間前払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。 2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第37条第1項の規定にかかわらず、<u>受注者</u>は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第11項の規定を準用する。
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更) 第4条 原契約書の第43条を次のように改める。 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、<u>乙</u>は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、<u>乙</u>は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 (B) $\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$ $- \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来高予定額})$ $\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額})$	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更) 第4条 原契約書の第43条を次のように改める。 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、<u>受注者</u>は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、<u>受注者</u>は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 (B) $\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$ $- \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来高予定額})$ $\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額})$

／当該会計年度の出来高予定額	／当該会計年度の出来高予定額
3 各会計年度において、部分払を請求できる回数、次のとおりとする。 年度 回数 年度 回数 年度 回数 年度 回数 年度 回数	3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 年度 回数 年度 回数 年度 回数 年度 回数 年度 回数
本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 年 月 日 発注者 住所氏名 印 受注者 住所氏名 印	本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 平成 年 月 日 発注者 印 請負者 印
(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。	(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

改 正 後	改 正 前
様式第8号の7 (第16条の2関係) (中間前金払から既済部分私に変更) 工事請負変更契約書	【変更契約書の作成例 (中間前金払から既済部分私に変更する場合)】 工事請負変更契約書
1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工事場所 市 (郡) 町 地内	1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工事場所 市 町 遙地
(契約担任者職氏名) (以下「発注者」という。)と(受注者職氏名) (以下「受注者」という。))とは、年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。))の一部を変更する契約を次のように締結する。 (中間前金払の変更) 第 1 条 原契約書の第37条を削る。	長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○ (以下「乙」という。))とは、平成○○年○○月○○日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。))の一部を変更する契約を次のように締結する。 (中間前金払の変更) 第 1 条 原契約書の第37条を削る。
(部分払回数の変更) 第 2 条 原契約書第38条中「__回」を「__回」に改める。	(部分払回数の変更) 第 2 条 原契約書第38条中「○回」を「○回」に改める。
(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更) 第 3 条 原契約書の第42条を削る。	(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更) 第 3 条 原契約書の第42条を削る。
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更) 第 4 条 原契約書の第43条を次のように改める。 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、発注者は、当該会計年度の当初に当該超過額 (以下「出来高超過額」という。))について部分払を請求することができ、ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。 なお、中間前金払制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更) 第 4 条 原契約書の第43条を次のように改める。 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額 (以下「出来高超過額」という。))について部分払を請求することができ、ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前金払制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 (A) 部分払金の額$\leq$請負代金相当額$\times 9/10$ － (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額) － {請負代金相当額－ (前年度までの出来高予定額＋出来高超過額) } ×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr></table>	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回	2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 (A) 部分払金の額$\leq$請負代金相当額$\times 9/10$ － (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額) － {請負代金相当額－ (前年度までの出来高予定額＋出来高超過額) } ×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr><tr><td>年度</td><td>回</td></tr></table>	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回	年度	回
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
年度	回																				
本契約の証として、本書__通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 年 月 日 発注者 住所 氏名 印 受注者 住所 氏名 印 (注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。	本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 発注者 印 請負者 印 (注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。																				

改 正 後		改 正 前	
協 議 書 契約担任者 様 年 月 日 受注者 住 所 氏 名 印	協 議 書 契約担任者 様 年 月 日 請 負 者 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印		
「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事については、長崎県建設工事標準請負契約書第37条の規定に基づき、中間前払金を請求し、受領済であるが、併せて既済部分払を請求いたしたく、協議します。	「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について 平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事については、長崎県建設工事標準請負契約書第37条の規定に基づき、中間前払金を請求し、受領済であるが、併せて既済部分払を請求いたしたく、協議します。		
記 1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日まで 4 前払金受領済額 円 5 中間前払金受領済額 円 備考 本協議書と併せて、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第37条第1項に規定する既済部分検査申込書及びその添付書類を提出すること。	記 1 工事番号 第 号 2 工 事 名 3 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで 4 前払金受領済額 円 5 中間前払金受領済額 円 備考 本協議書と併せて、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第37条第1項に規定する既済部分検査申込書及びその添付書類を提出すること。		

改 正 後		改 正 前	
様 年 月 日 契約担当者 印 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について（回答） 年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。 なお、異議がなければ、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第42条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。 記 1 工 事 名 2 既済部分払金額 ￥ 備考 1 算定方式 既済部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負額）－中間前払金額 2 本回答書と併せて、長崎県建設工事執行規則第37条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を送付する。	様 年 月 日 契約担当者 印 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について（回答） 年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。 なお、異議がなければ、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第42条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。 記 1 工 事 名 2 既済部分払金額 ￥ 備考 1 算定方式 既済部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負額）－中間前払金額 2 本回答書と併せて、長崎県建設工事執行規則第37条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を送付する。	様 平成 年 月 日 契約担当者 印 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について（回答） 平成 年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。 なお、異議がなければ、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第42条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。 記 1 工 事 名 2 既済部分払金額 ￥ 備考 1 算定方式 既済部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負額）－中間前払金額 2 本回答書と併せて、長崎県建設工事執行規則第37条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を送付する。	様 平成 年 月 日 契約担当者 印 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」に係る協議について（回答） 平成 年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。 なお、異議がなければ、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第42条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。 記 1 工 事 名 2 既済部分払金額 ￥ 備考 1 算定方式 既済部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負額）－中間前払金額 2 本回答書と併せて、長崎県建設工事執行規則第37条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を送付する。

改 正 後		改 正 前	
様式第22号の4 (第41条の2関係) 中間前払請求書 年 月 日 様 受注者 住所 氏名 印 下記のとおり中間前払金を請求します。 記 〒 1 工事番号 2 工事場所 3 工事場所 4 請負代金額 5 工事期 6 受領済みの前払金額 7 受領済みの中間前払金額 市(郡) 町 地内 着 完 辛 辛 年 年 辛 辛 月 月 辛 辛 日 日 辛 辛 備考 1 金額はアラビア数字を用い、請求金額は、訂正またはまっ消することはできない。	様式第22号の4 (第41条の2関係) 中間前払請求書 平成 年 月 日 様 請負者 住所 氏名 印 下記のとおり中間前払金を請求します。 記 〒 1 工事番号 2 工事場所 3 工事場所 4 請負代金額 5 工事期 6 受領済みの前払金額 7 受領済みの中間前払金額 市(郡) 町(村) 地内 着 完 辛 辛 年 年 辛 辛 月 月 辛 辛 日 日 辛 辛 備考 1 金額はアラビア数字を用い、請求金額は、訂正またはまっ消することはできない。		

中間前金払制度の活用促進について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、総務省自治行政局長及び国土交通省建設流通政策審議官より通知がありました「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」（平成20年9月12日付け総行行第124号及び国総入企第10号）により、資金調達の円滑化等について必要な措置を講ずるよう要請がありました。

長崎県発注の工事における中間前金払制度の運用については、「中間前金払制度導入に伴う事務処理について」（平成11年5月20日付け11監第117号）により通知しているところですが、本県建設業をとりまく環境は非常に厳しい状況にあるため、建設業の資金調達の円滑化について支援を行うべく対象工事の拡大等を実施します。

記

1. 中間前金払とは

工事の受注者が前払金を受けた後、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託することにより請求できる前金払をいう。

2. 対象工事

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第2条の公共工事に要する経費
- (2) 一件の請負金額が、1000万円以上である工事

3. 中間前金払の使用対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

4. 中間前金払の割合

請負金額の10分の2以内。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならない。

5. 中間前金払支払いの条件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) (1)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗率が請負代金額の2分の1以上であること。

6. 中間前金払と既済部分払の選択

- (1) 契約締結時に工期途中における請負代金の一部支払について、中間前金払又は既済部分払により行うかを選択させ、約定しておくこと。
- (2) 契約にあたり既済部分払をすることを選択した工事は、中間前金払を行わない。
- (3) 既済部分払を当初に選択した場合でも、その後に中間前金払の請求に変更を申し出ることができる。また、中間前金払を当初に選択した場合でも、その後に既済部分払の請求に変更を申し出ることができる。

ただし、既に中間前金払又は既済部分払を行った場合は変更することができない。

6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合

- (1) 受注者が中間前金払又は既済部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・既済部

分払の変更申請書（長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号。以下「規則」という。）様式第 7 号の 6）を提出させる。

- (2) 受注者から中間前金払又は既済部分払の選択変更の申し出があった場合は、契約担任者は速やかに、工事請負変更契約書（規則様式第 8 号の 6 又は様式第 8 号の 7）により変更契約を締結するものとする。

7. 認定の方法

- (1) 受注者から中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書に工事履行報告書を添えて契約担任者に提出させる。また、標準請負契約書第 3 条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させる。
- (2) 受注者から中間前金払にかかる認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の 2 分の 1（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも 2 分の 1（債務負担行為にあっては、出来高予定額の 2 分の 1）以上であるかどうか調査する。
- (3) (2) の調査は、工事を担当する監督職員で行えるものとする。
- (4) 契約担任者は、その結果が妥当と認めるときは、認定（調書）通知書を 2 部作成し 1 部を受注者に交付し、他の 1 部を設計書に綴り保管する。
- (5) (4) の認定の結果通知は、請求を受けた日から 7 日以内に行わなければならない。
- (6) 認定者（(2) の調査を行うもの）は、中間前金払をしようとする工事についてその進捗率を認定しようとするときは、工事履行報告書により行うこととする。

8. 中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例

- (1) 中間前金払をした工事が、請負金額の 3 分の 2 以上に相当する工事出来高（標準請負契約書第 38 条第 1 項の請負代金相当額をいう。以下同じ。）がある場合において、県の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、次の式により算定して得た額を既済部分払として行うことができることとする。

算定方式

既済部分払金額 = 工事出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負額) - 中間前払金額

- (2) (1) の既済部分払を行うか否かについては、受注者と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあっては、協議書により行うこととする。

9. 債務負担行為による特例

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、各会計年度の出来高予定額を対象として、中間前金払をすることができる。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。
- (3) 6. (3) は、各会計年度で判断する。

10. 標準請負契約書の条項等の削除の処理

- (1) 中間前金払を選択する場合は第 38 条第 1 項空白部分に 0 を記入する。
中間前金払を選択しない場合は、第 37 条を削除し、上段余白に第 37 条削除とし、各自押印する。
- (2) 債務負担行為に係る契約において、中間前金払を選択する場合は第 43 条第 2 項 (A) を削除し、上段余白に第 43 条第 2 項 (A) 削除とし各自押印する。
中間前金払を選択しない場合は、10 (1) によるほか第 42 条及び第 43 条第 2 項 (B) を削除し、上段余白に第 42 条及び第 43 条第 2 項 (B) 削除とし各自押印する。

※ 改正

平成 20 年 12 月 10 日付け 20 建企第 586 号

(1) 改正内容

① 対象工事の拡大

対象工事の条件から、「工期が 150 日を超える工事」及び「原則として年度内完成工事」を削除した。

② 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更することを可能とし、取り扱いを追加した。

③ 請負者から工事履行報告書を工事着工前及び毎月末提出させていたが、事務負担の軽減のため、認定請求書を提出するときのみ提出させることとした。また、工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていることを確認するために、請負者が標準請負契約書第 3 条に基づき提出した工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させることとした。

④ 「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」における協議書の様式を作成した。

(2) 適用

「2. 対象工事」、「6. 中間前金払と既済部分払の選択」及び「6 の 2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合」の改正内容については、平成 21 年 1 月 5 日以降に見積執行通知又は入札執行通知又は入札公告する工事に適用し、前記以外の改正内容については、平成 21 年 1 月 5 日以降に請負者が認定請求する工事に適用する。

平成 22 年 5 月 14 日付け 22 建企第 106 号

(1) 改正内容

契約途中で既済部分払から中間前金払に変更する場合の工事請負変更契約書第 1 条第 1 項中「原契約書の第 37 条を次のように改める。」を「原契約書に第 37 条を次のように定める。」に改める。

(2) 適用

平成 22 年 5 月 17 日以後に契約途中で既済部分払から中間前金払に変更契約締結する工事について適用する。

平成 23 年 3 月 31 日付け 22 建企第 712 号

(1) 改正内容

① 「中間前金払・部分払の変更申請書」及び「工事請負変更契約書」を、長崎県建設工事執行規則(昭和 49 年長崎県規則第 30 号)第 16 条の 2として次のように規定し、様式中「甲」を「発注者」に、「乙」及び「請負者」を「受注者」に改める。

(支払い方法に関する契約の変更)

第 16 条の 2 受注者は、工期途中における請負代金額の一部を発注者が支払っていない場合(前払金を除く)に限り、当初契約において選択した中間前金払又は既済部分払を変更することができる。この場合、受注者は、中間前金払・部分払の変更申請書(様式第 7 号の 6)を契約担任者に提出しなければならない。

2 契約担任者は、前項の規定により受注者から中間前金払・部分払の変更申請書(様式第 7 号の 6)の提出があった場合、速やかに、工事請負変更契約書(様式第 8 号の 6 又は様式第 8 号の 7)により変更契約を締結するものとする。

② 本文中「請負者」を「受注者」に改める。

(2) 適用

平成 23 年 4 月 1 日以後に契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更契約締結する工事に適用する。

中間前金払・部分払の変更申請書

年 月 日

契約担任者 様

受注者 住所
氏名



下記の工事について（ 中間前金払 ・ 部分払 ）の変更を申請します。

記

1 工事番号 第 号

2 工 事 名

3 工 期 年 月 日～ 年 月 日まで

4 請負代金額 ￥

5 摘 要

☐	1 中間前金払から部分払に変更します。
☐	2 部分払から中間前金払に変更します。

※ 該当項目に○をつけてください。

認 定 請 求 書

工 事 番 号					
工 事 名					
工 事 場 所	市 (郡)		町		<u>地内</u>
工 期	自	年	月	日	至 年 月 日
契 約 金 額					
上記工事について、中間前払金にかかる認定を請求します。					
年 月 日					
受注者 住 所					
氏 名					
様					

認 定 （ 調 書 ） 通 知 書

受注者名											
工事番号											
工事名											
工事場所	市（郡）			町			<u>地内</u>				
工 期	自	年	月	日	至	年	月	日			
契約金額											
確認者名											
摘 要											

上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることが出来る要件を具備していることを認定する。

年 月 日

契約担任者

印

工事履行報告書

[illegible]

- 注) 1. 予定工程には、工事着工前に予定していた工程を月別に記入すること。
2. 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を月別に記入すること。
3. 実施工程の状況が確認できる写真及び資料等を添付すること。
4. 債務負担行為の場合は、認定請求年月日の属する年度の分のみ提出すること

主任監督員	監督員	現業代理人	主任(監理) 技術者
印	印	印	印

工 事 履 行 報 告 書 （ 記 載 例 ）

受注者名	○×建設		
工事番号	○○橋第×号		
工事名	○○橋下部工事		
工 期	平成○○年 7 月××日～平成△△年 3 月××日		
日 付	平成○○年 1 2 月××日（7 月～1 2 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
平成○○年 7 月	5	5	
8 月	1 0	8	
9 月	3 0	2 5	
1 0 月	5 0	4 5	
1 1 月	6 0	5 5	
1 2 月	7 0	6 8	
平成△△年 1 月	8 0		
2 月	9 0		
3 月	1 0 0		
(備考欄)			

- 注) 1. 予定工程には、工事着工前に予定していた工程を月別に記入すること。
2. 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を月別に記入すること。
3. 実施工程の状況が確認できる写真及び資料等を添付すること。
4. 債務負担行為の場合は、認定請求年月日の属する年度の分のみ提出すること。

主任監査員	監査員	現場代理人	主任(監理)技術者
印	印	印	印

工事請負変更契約書

- 1 工事番号 第 号
2 工 事 名
3 工事場所 市(郡) 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕 (以下「発注者」という。)と〔 受注者職氏名 〕 (以下「受注者」という。)とは、 年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。

(中間前金払の変更)

第1条 原契約書に第37条を次のように定める。

第37条 受注者は、次に掲げる要件 (以下この項において「要件」という。)をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
 - 二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約 (以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第34条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第38条中「__回」を「__回」に改める。

（債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第42条を次のように改める。

- 第42条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第11項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更）

第4条 原契約書の第43条を次のように改める。

- 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（B）

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

$$\begin{aligned} &= \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来高予定額}) \\ &\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) \\ &\div \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

本契約の証として、本書__通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名

印

受注者 住 所
氏 名

印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

工事請負変更契約書

- 1 工事番号 第 号
2 工 事 名
3 工事場所 市（郡） 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕（以下「発注者」という。）と〔 受注者職氏名 〕（以下「受注者」という。）とは、 年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書の第37条を削る。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第38条中「__回」を「__回」に改める。

（債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第42条を削る。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更）

第4条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（A）

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

- －（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）
- － { 請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額） }
- × 当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

本契約の証として、本書__通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名

印

受注者 住 所
氏 名

印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

協 議 書

年 月 日

契約担任者 様

受注者 住 所
氏 名



「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」
に係る協議について

年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事については、長崎県建設工事標準
請負契約書第37条の規定に基づき、中間前払金を請求し、受領済であるが、併せて既済部分払を
請求いたしたく、協議します。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 工事番号 | 第 号 |
| 2 | 工 事 名 | |
| 3 | 工 期 | 年 月 日～ 年 月 日まで |
| 4 | 前払金受領済額 | ¥ |
| 5 | 中間前払金受領済額 | ¥ |

備考 本協議書と併せて、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第37条
第1項に規定する既済部分検査申込書及びその添付書類を提出すること。

回 答 書

年 月 日

様

契約担任者

印

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例」
に係る協議について（回答）

年 月 日付けで貴殿から協議のあった標記については、検討の結果、下記のとおり既済部分払金額を算定したので通知します。

なお、異議がなければ、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第42条に規定する部分払請求書に記名押印のうえ提出願います。

記

1 工 事 名

2 既済部分払金額 円

備考

1 算定方式

既済部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負額）－中間前払金額

2 本回答書と併せて、長崎県建設工事執行規則第37条第2項に規定する既済部分検査結果通知書を通知する。

様式第22号の4 (第41条の2関係)

中 間 前 金 払 請 求 書

年 月 日

様

受注者	住 所
	氏 名

下記のとおり中間前払金を請求します。

記

¥

- | | | | | | | | |
|---|-------------|-------|-----|----|---|---|--|
| 1 | 工 事 番 号 | 第 | 号 | | | | |
| 2 | 工 事 名 | | | | | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 市 (郡) | 町 | 地内 | | | |
| 4 | 請 負 代 金 額 | ¥ | | | | | |
| 5 | 工 期 | 着 完 | 工 成 | 年 | 月 | 日 | |
| 6 | 受領済みの前払金額 | ¥ | | | | | |
| 7 | 受領済みの中間前払金額 | ¥ | | | | | |

備考 1 金額はアラビア数字を用い、請求金額は、訂正またはまっ消することはできない。

建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第1条及び第2条 (略) (定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (14) (略) (15) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (16) (略) 第4条～第16条 (略) 附 則 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月31日 22 建企第713号)	第1条及び第2条 (略) (定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 関係部 部の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する部のうち、総務部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (14) (略) (15) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (16) (略) 第4条～第16条 (略)

○ 建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 148 号

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日 22 建企第 713 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県が発注する建設工事（建設業第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札の透明性と公正性を図るため、長崎県財務規則（以下「規則」という。）第 97 条に規定する予定価格及び規則第 98 条に規定する最低制限価格並びに長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）に規定する低入札調査基準価格及び低入札調査判断基準価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

(対象工事)

第 2 条 長崎県が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者とは、知事又は規則第 3 条に定められた事務の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (3) 設計金額とは、設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (4) 予定価格とは、規則第 97 条に規定するものをいう。
- (5) 予定基本価格とは、予定価格の算出の基礎となるものをいう。
- (6) 最低制限価格とは、規則第 98 条に規定するものをいう。
- (7) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (8) 低入札調査基準価格とは、低入札要綱に規定するものをいう。
- (9) 低入札調査判断基準価格とは、低入札要綱に規定するものをいう。
- (10) 低入札調査判断基準基本価格とは、低入札調査判断基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (11) 基本価格等とは、最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格（低入札価格工事における予定基本価格、低入札調査基準価格及び低入札調査判断基準基本価格）をいう。
- (12) 予定価格等とは、最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格（低入札価格工事における予定価格及び低入札調査判断基準価格）をいう。
- (13) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和 28 年長崎県条例第 1 号）に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (14) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (15) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成 21 年長崎県条例第 11 号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和 46 年長崎県規則第 35 号）第 26 条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (16) 公開ランダム化とは、第 9 条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(公開ランダム化の告知)

第 4 条 事務所の長は、予め、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特務役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年長崎県告示第 372 号）の規定の適用を受ける一般競争入札（以下「特定調達契約入札」という。）
次の文面を入札公告に記載する。
予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 前号を除く一般競争入札（試行含む）及び簡易工事応募型指名競争入札
入札公告に記載する。（最低制限価格工事は入札執行通知書様式第 1 号の 9 の項、低入札価格工事は、入札執行通知書様式第 1 号の 2 の 9 の項に掲げる文面を使用する。）
- (3) 抽選型指名競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び通常指名競争入札

入札執行通知書に記載する。（最低制限価格工事は様式第1号の9の項、低入札価格工事は様式第1号の2の9の項を使用する）

（契約担任者が定める事項）

第5条 契約担任者は、規則第3条又は長崎県決裁規程第9条の規定により、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 次号を除く工事（以下「最低制限価格工事」という。）における基本価格等及び予定価格等の決定に関すること。
- (2) 特定調達契約入札及び国からの受託事業に係る工事等であつて、競争参加資格委員会が認める工事等（以下「低入札価格工事」という。）における基本価格等及び予定価格等の決定に関すること。

（価格決定者）

第6条 前条の規定にかかわらず、契約担任者は第12条に規定された最低制限価格工事及び低入札価格工事における予定価格等の決定について、「長崎県財務規則の施行について」（昭和39年3月24日39出第285号、39財第98号、出納長、総務部長通知）第7の四の（2）の定めにより知事又は委任若しくは専決権者が指定した者（以下「価格決定者」という。）に行わせることができる。

（基本価格等の決定）

第7条 契約担任者は、入札日前日までに最低制限価格工事における基本価格等（低入札価格工事における基本価格等）を別に定める方法により決定すると共に、これらを工事毎にランダム化用フロッピーディスク（以下「FD」という。）に保存し、別途これらの価格を最低制限価格工事においては基本価格調書（様式A-1）（低入札価格工事においては様式A-2）に印刷した後、FDと共に基本価格調書用封筒（様式B）に封書しておくものとする。

（公開ランダム化の周知及びランダム性の確認）

第8条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

- 2 第9条に規定する公開ランダム化の方法等について、原則として掲示の方法により周知を図るものとする。
- 3 入札参加者のうち希望者に対して、職員の電子計算機等（以下「パソコン等」という。）の操作により、公開ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等の入札者用公表画面（以下「公表画面」という。）を用いて行うものとする。

（公開ランダム化の方法）

第9条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出された公開ランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 予定価格は、契約担任者が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- (2) 最低制限価格は、契約担任者が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- (3) 低入札調査判断基準価格は、契約担任者が定めた低入札調査判断基準基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。

（基本価格等の確認）

第10条 入札執行者及び価格決定者は、第7条に規定する基本価格等が入力された当該工事のFDをパソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された基本価格等と当該工事の基本価格調書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

（公開ランダム化の宣言及び実行）

第11条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、公開ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、公開ランダム化の実行を行う。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札参加者のうち希望者には公表画面において確認させると共に、口頭により公表するものとする。

（予定価格等の決定）

第12条 価格決定者は、前条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定しなければならない。

- (1) 最低制限価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第1号）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。
- (2) 低入札価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（様式第1号の2）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

2 前項のパソコン等による印字記入にあたっては、入札参加者の目に触れないように注意をすること。

（予定価格等の公表）

第13条 開札後、落札者又は長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第19条に規定する落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札会場において、入札執行者は前条の規定により決定された予定価格等（低入札価格工事においては低入札調査基準価格を含む。）を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとし、入札参加者のうち希望者には、公表画面を公表するものとする。

3 ただし、入札が不調に終わり、落札者等がない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。

4 入札結果等の公表時には、入札結果一覧表に加えて予定価格等の決定経過に係る様式を添付するものとする。

5 前項に規定する様式とは、公開ランダム化において使用するパソコン等画面に表示する発注者用画面を印刷したものをいう。

（入札回数）

第14条 入札回数は、1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しないものとする。

（パソコン等の障害時の対応）

第15条 第11条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、停電等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、基本価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

3 第11条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、パソコン画面上の予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。

4 第11条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書き記入することなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合には、再度、予定価格等の算定手続きを行うこととする。

（電子情報処理組織による入札手続の特例）

第16条 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札の方法（「電子入札」をいう。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続きのうち、長崎県土木部所管建設工事電子入札要綱に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則

本要綱は、平成15年7月1日より施行する。	（平成15年6月20日 15監第148号）
本要綱は、平成16年4月1日より施行する。	（平成16年2月23日 15監第526号）
本要綱は、平成16年7月1日より施行する。	（平成16年6月30日 16監第159号）
本要綱は、平成16年9月1日より施行する。	（平成16年8月5日 16監第195号）
本要綱は、平成17年4月1日から施行する。	（平成17年3月23日 16監第522号）
本要綱は、平成17年9月15日から施行する。	（平成17年9月15日 17監第237号）
本要綱は、平成18年4月1日から施行する。	（平成18年3月27日 17監第539号）
本要綱は、平成21年10月1日から施行する。	（平成21年6月26日 21建企第207号）
本要綱は、平成22年4月1日から施行する。	（平成22年3月19日 21建企第719号）
本要綱は、平成23年4月1日から施行する。	（平成23年3月31日 22建企第713号）

別表

第9条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲

公開ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数(a)	ランダム係数(b)
公開ランダム化により決定する価格	予定価格	最低制限価格 低入札調査判断基準価格
係数の範囲	$0.999 \leq (a) \leq 1.000$	$1.000 \leq (b) \leq 1.01$

予定価格等のランダム化（公開ランダム化）による決定の概要

1. 予定価格等は次式により決定します。

① 予定価格（消費税含む）＝予定基本価格（消費税含む）×ランダム係数（a）

（予定基本価格（消費税含む）＝別に定める方法により算定する。）

② 最低制限価格（消費税含む）

＝最低制限基本価格（消費税含む）×ランダム係数（b）

（最低制限基本価格（消費税含む）＝別に定める方法により算定する。）

ただし、予定価格、最低制限価格及び低入札調査判断基準価格の消費税抜きの金額は千円止めとします。

2. 公開ランダム係数（a）、（b）の範囲は次のとおりです。

① 予定価格の決定に係るランダム係数（a）は、以下の範囲で変動します。

$0.999 \leq \text{ランダム係数 (a)} \leq 1.000$

② 最低制限価格の決定に係るランダム係数（b）は、以下の範囲で変動します。

$1.000 \leq \text{ランダム係数 (b)} \leq 1.01$

3. 予定価格等のランダム化（公開ランダム化）は、入札会場で次のとおり決定します。

1) 予定基本価格等は、あらかじめ県で決めておきます。

2) 予定価格等のランダム化（公開ランダム化）は、県職員がパソコンのランダム化キーを押し下げることによって行い、入札参加者のうち希望者には公開ランダム係数のみをパソコンの画面上で確認していただきます。

3) 予定価格等は、公開ランダム化の結果を予定価格調書に印刷又は手書きしたものに県職員が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

4. パソコンの不具合等があった場合は次のとおり対応します

1) 停電の場合には、電源が復旧するまでの間、入札執行を一時中断します。

2) パソコンの画面が消失する事態になった場合には、最初から公開ランダム化をやり直します。

3) 印刷ができない場合には、パソコン画面を確認の上、手書きします。

4) その他、フロッピーの不具合等も含め、公開ランダム化が不能となった場合には、予定価格等の取扱いはそれぞれの基本価格をもって予定価格等とします。

5. 適用日

平成21年10月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。

長崎県建設工事苦情処理手続要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (5) (略) (6) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で入札事務を執行する事務所等をいう。 (7)～(11) (略) 第3条～第16条 (略) 附則 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。	第1条 (略) (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 関係部 部の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する部のうち、総務部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (5) (略) (6) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、県北振興局設置条例(昭和38年長崎県条例第37号)、島原振興局設置条例(昭和42年長崎県条例第2号)若しくは長崎県支庁設置条例(昭和24年長崎県条例第54号)に規定する振興局若しくは支庁又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の県民生活環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (7)～(11) (略) 第3条～第16条 (略)

○ 長崎県建設工事苦情処理手続要綱

平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 149 号

最終改正 平成 23 年 3 月 31 日 22 監第 714 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 16 条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第 2-2-(2) に基づき、長崎県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、当該説明に不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型一般競争入札 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱又は長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱に基づき施行する入札方式であって、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札決定するものをいう。
- (2) 事後審査型一般競争入札 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱又は長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱に基づき施行する入札方式であって入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格を提示したのものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定するものをいう。
- (3) 簡易工事応募型指名競争入札 長崎県建設工事簡易工事応募型指名競争入札試行実施要綱に基づき施行する入札をいう。
- (4) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和 28 年長崎県条例第 1 号）に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (5) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (6) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成 21 年長崎県条例第 11 号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和 46 年長崎県規則第 35 号）第 26 条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (7) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、建設工事に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (8) 指名審査委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、建設工事の入札参加者の指名等を行う委員会をいう。
- (9) 入札監視委員会 別に定めるところにより設置した、長崎県入札監視委員会をいう。
- (10) VE 提案 比較的高度な又は特殊な技術を要する民間の技術開発が著しい施工方法等で、コスト縮減が可能となる技術提案をいう。
- (11) 休日 長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。

(苦情処理の対象となる工事)

第 3 条 この要綱による苦情処理の対象となる工事は次のとおりとする。

- (1) 事前審査型一般競争入札による工事
ただし、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定の適用を受ける工事に係る苦情処理は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年 6 月 4 日長崎県告示第 588 号）に定めるところにより行うものとする。
- (2) 事後審査型一般競争入札による工事
- (3) 簡易工事応募型指名競争入札による工事
- (4) 前号以外の指名競争入札（以下「通常指名競争入札方式」という。）による工事
- (5) 随意契約によるもの。
ただし、県の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が 250 万円を超えないものを除く。

(入札契約手続の執行)

第 4 条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札契約手続の執行を妨げないものとする。

(苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立ての方法)

第5条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立てができる期間は、別表のとおりとする。

2 苦情の申立ては、別表の4の欄に掲げる期間内に、苦情申立書(様式第1号)により、発注者である事務所の長に対して行うものとし、様式第1号には、申立者の住所及び氏名、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。

3 特定建設工事共同企業体が苦情申立てを行うときは、特定建設工事共同企業体名を冠し、構成員全員の連名により行うものとする。

4 第2項に規定する苦情申立てがあるときは、別表の5の欄に掲げる機関において、審議するものとする。

(苦情申立てへの回答)

第6条 苦情の申立てがあった場合、事務所の長は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、苦情申立てに係る回答書(様式第2号)により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限延長通知書(様式第3号)により通知し、回答期限を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 事務所の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日から起算して7日(休日を除く。)以内に、苦情申立て却下通知書(様式第4号)により、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情申立てについての教示)

第8条 苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要綱における対象工事に係るものに限る。

2 事前審査型一般競争入札、事後審査型一般競争入札及び簡易工事応募型指名競争入札にあっては、入札公告に記載することにより教示すること。

3 通常指名競争入札及び随意契約にあっては、事務所に掲示する等により教示すること。

(苦情処理手続に係る明示)

第9条 第5条及び第6条に掲げる苦情申立てに係る手続について、当該工事を所管する事務所において掲示する等により明示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第10条 苦情処理の回答結果については非公表とする。

(再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲)

第11条 第6条に規定する苦情申立てに係る回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、事務所の長に対し、再苦情申立書(様式第5号)により再苦情の申立てを行行うこととし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合、事務所の長は、速やかに長崎県入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第12条 事務所の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書(様式第6号)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い事務所の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第13条 事務所の長は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理

した日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立て却下通知書（様式第7号）により、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第14条 第6条に規定する苦情申立ての回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情処理手続に係る明示）

第15条 第11条及び第12条に規定する再苦情申立てに係る手続については、第6条に規定する苦情申立ての回答書中に記載して明示するほか、第9条に規定する方法により明示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第16条 事務所の長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、当該工事の入札結果一覧表に様式第5号及び様式第6号を添付する方法により、速やかに公表するものとする。

2 前項に規定する公表の期間は、当該工事の契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成15年7月1日より施行する。
本要綱は、平成16年4月1日から施行する。
本要綱は、平成16年7月1日から施行する。
本要綱は、平成17年1月4日から施行する。
本要綱は、平成17年4月1日から施行する。
本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条に規定する対象工事については、当面、設計金額が（消費税及び地方消費税相当額を含む。）1000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

苦 情 申 立 書

年 月 日

（事務所の長等） 様

1. 苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（電話番号）

印

2. 苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

（事務所の長等） 印

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 工事番号

工 事 名

2. 申立事項への説明

3. 再苦情申立について

本回答書について異議がある場合は、この工事を所管する課長又は事務所の長に対し再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てを行う場合は、本回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に様式第5号によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載して下さい。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

（事務所の長等） 印

回答期限延長通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

1. 工事番号

工 事 名

2. 回答期限

(1) 延長前の回答期限 年 月 日

(2) 延長後の回答期限 年 月 日

3. 回答期限を延長する理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

（事務所の長等） 印

苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 工事番号
工 事 名
2. 却下の理由

再苦情申立書

年 月 日

様

1. 再苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

印

2. 再苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(事務所の長等) 印

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 工事番号
工 事 名
2. 申立事項への説明

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(事務所の長等) 印

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった再苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 却下の理由

別表

1. 入札方式	2. 苦情申立てができる者	3. 苦情申立てができる範囲	4. 苦情申立てができる期間	5. 苦情申立てを審議する機関
事前審査型 一般競争入札 (試行含む)	・競争参加資格がないと認められた者 ・VE提案に基づく入札を否とされた者	・競争参加資格がないと認めた理由 ・VE提案に基づく入札を否とした理由	・競争参加資格確認通知書による通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	競争参加資格委員会
	・入札に参加した者で落札者とされなかった者	・落札者を決定したこと及び当該入札参加者が落札者とされなかった理由	・入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	
事後審査型 一般競争入札 (試行含む)	・落札候補者のうち不適格と認められた者	・不適格と認めた理由	・競争参加資格要件不適格通知書による通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	
	・入札に参加した者で落札者とされなかった者	・落札者を決定したこと及び当該入札参加者が落札者とされなかった理由	・入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)	
簡易工事応募型 指名競争入札	・入札応募者のうち入札参加者の指名とならなかった者	・指名とならなかった理由	・入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	指名審査委員会
			・ただし、非指名の理由が資格要件の有無に係る場合は、非指名通知書により通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内	競争参加資格委員会
通常指名競争入札	・長崎県において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者	・指名されなかった理由	・入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	指名審査委員会
随意契約	・当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法に規定する建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)	・当該契約の相手方として選定されなかった理由	・随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	
低入札調査価格 対象工事	・長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱に規定する低入札調査対象者のうち調査及び審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められ不適格とされた者	・不適格とされた理由	・入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	競争参加資格委員会

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1～第2 (3) (略) (4) 主たる営業所と同等の営業所 「<u>県内業者の営業所の取り扱いについて</u>」(平成22年11月30日付け22監第147号及び22建企第471号)の規定に基づき承認された営業所をいう。 第2 (5) ～第5 (3) ① (略) ② 建設工事を落札した建設業者 (以下「<u>受注者</u>」という。) は、原則として、管内に主たる営業所又は主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合には、管外に主たる営業所を有する建設業者の下請負する前に「<u>県内下請企業を使用しない理由書</u>」について(平成19年9月25日付け19建企第327号)に規定する様式-4 (管内下請企業を使用しない理由書 (離島地方機関用)) を監督職員へ提出すること。 ③ <u>受注者</u>は、下請負代金額の総額が建設法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。	第1～第2 (3) (略) (4) 主たる営業所と同等の営業所 「<u>県内業者の営業所の取り扱いについて</u>」(平成20年11月19日付け20監第210号及び20建企第538号)の規定に基づき承認された営業所をいう。 第2 (5) ～第5 (2) ① (略) ② 建設工事を落札した建設業者 (以下「<u>直接元請負人</u>」という。) は、原則として、管内に主たる営業所又は主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合には、管外に主たる営業所を有する建設業者の下請負する前に「<u>県内下請企業を使用しない理由書</u>」について(平成19年9月25日付け19建企第327号)に規定する様式-4 (管内下請企業を使用しない理由書 (離島地方機関用)) を監督職員へ提出すること。 ③ <u>直接元請負人</u>は、下請負代金額の総額が建設法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。

改正後	改正前
④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担当者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。 ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。 ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。 ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。	④ 直接元請負人は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担当者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 ⑤ 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。 ⑥ 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。 ⑦ 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。 ⑧ 直接元請負人は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。

改 正 後	改 正 前
⑨ 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 (4) 県が付した条件の履行確保 監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。 なお、<u>受注者</u>が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、<u>受注者</u>の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。 第5 (5) ～第6 (略) 第7 試行期間 <u>平成22年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。</u>	⑨ <u>直接元請負人</u>は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 (4) 県が付した条件の履行確保 監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。 なお、<u>直接元請負人</u>が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、<u>直接元請負人</u>の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。 第5 (5) ～第6 (略) 第7 試行期間

改正後	改正前
(入札執行通知書別紙) 地域力保全型指名競争入札に係る特記事項 本入札は、地域力保全型指名競争入札の適用工事である。入札に際しては、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領（平成20年12月24日付け20建企第626号）を熟読し、入札参加条件を理解した上で行うこと。 (以下、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領より抜粋) ●入札参加条件 下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。 ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 ② 建設工事を落札した建設業者（以下「<u>受注者</u>」という。）は、原則として、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合に「県内下請企業を使用しない理由書」について」（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式－4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。	(入札執行通知書別紙) 地域力保全型指名競争入札に係る特記事項 本入札は、地域力保全型指名競争入札の適用工事である。入札に際しては、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領（平成20年12月24日付け20建企第626号）を熟読し、入札参加条件を理解した上で行うこと。 (以下、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領より抜粋) ●入札参加条件 下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。 ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 ② 建設工事を落札した建設業者（以下「<u>直接元請負人</u>」という。）は、原則として、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合に「県内下請企業を使用しない理由書」について」（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式－4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。

改 正 後	改 正 前
③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。 ④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。 ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。 ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。 ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に	③ 直接元請負人は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。 ④ 直接元請負人は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 ⑤ 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。 ⑥ 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。 ⑦ 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。 ⑧ 直接元請負人は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需

改正後	改正前
し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 ⑨ 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 ●県が付した条件の履行確保 監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。 なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、<u>受注者の法令違反等</u>が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。	要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 ⑨ 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 ●県が付した条件の履行確保 監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。 なお、<u>直接元請負人</u>が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、<u>直接元請負人の法令違反等</u>が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領

平成20年12月24日 20建企第626号
最終改正 平成23年3月31日 22建企第715号

第1 趣旨

この要領は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和29年11月20日制定。以下「合理化要綱」という。）第2条ただし書きを適用し、長崎県の離島地域における長崎県土木部が発注する建設工事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって離島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした指名競争入札（以下「地域力保全型指名競争入札」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第2 用語の定義

- (1) 離島地域
五島振興局管内、上五島支所管内、壱岐振興局管内及び対馬振興局管内をいう。
- (2) 建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 営業所
建設業法第3条第1項に定める営業所をいう。
- (4) 主たる営業所と同等の営業所
「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成22年11月30日付け22監第147号及び22建企第471号）の規定に基づき承認された営業所をいう。
- (5) 管内業者
発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。
ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。
- (6) 指名競争入札
通常型指名競争入札をいう。

第3 対象となる建設業者

離島地域において、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和29年11月20日制定）第6条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。

ただし、上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とする。

第4 対象となる基本的工事条件

- (1) 長崎県土木部所管の建設工事のうち、五島振興局建設部、上五島支所建設部、壱岐振興局建設部及び対馬振興局建設部が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事。
- (2) 特殊な技術を要しない建設工事。
- (3) 港湾等の海上工事は除く。

第5 地域力保全型指名競争入札での発注

(1) 対象工事の選定

発注機関の指名審査委員会において、第4に定める基本的工事条件をすべて満たす建設工事の中から、地域力保全型指名競争入札として適当と認める建設工事を選定する。

(2) 発注条件

選定した地域力保全型指名競争入札による工事の発注は、以下の考え方によるものとする。

- ① 指名競争入札によること。
- ② 指名業者は、対象となる建設業者の中から、発注機関の指名審査委員会において選定する。

- ③ 原則としてA等級の管内業者のみの入札とすること。ただし、上五島土木事務所管内においては、A等級及びB等級の管内業者の入札とする。
- ④ 「競争参加者の指名数について」（昭和58年5月23日付け58監第113号）の規定にかかわらず、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第103条の規定を満たせばよいこととする。
- ⑤ 指名業者への通知は、長崎県建設工事執行規則の施行について（昭和49年4月25日付け49監第187号）の第2の4の規定によるものとするが、入札執行通知書に別紙を添付するものとし、また、長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入することができるものとする。さらに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5以内に限り短縮することができるものとする。
- ⑥ 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること。

(3) 入札参加条件

発注時には、以下の条件を付すものとする。

なお、下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。

- ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 建設工事を落札した建設業者（以下「受注者」という。）は、原則として、管内に主たる営業所又は主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合については、管外に主たる営業所を有する建設業者へ下請負する前に「県内下請企業を使用しない理由書」について（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式-4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。
- ③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。
- ④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。
- ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。
- ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。
- ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。
- ⑨ 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督職員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(4) 県が付した条件の履行確保

監督職員は、「法令遵守状況報告書」（様式4）の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェック

リスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。

なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、受注者の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

(5) 入札参加者への通知

入札執行通知書に次の事項を加えて通知する。

- ① 地域力保全型指名競争入札による旨
- ② 第4(3)及び(4)に掲げる事項

第6 その他

この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係る諸規定を適用するものとする。

第7 試行期間

平成20年12月24日以降平成21年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成21年4月1日以降平成22年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成21年4月1日以降平成22年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。

平成22年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

(入札執行通知書別紙)

地域力保全型指名競争入札に係る特記事項

本入札は、地域力保全型指名競争入札の適用工事である。入札に際しては、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領(平成20年12月24日付け20建企第626号)を熟読し、入札参加条件を理解した上で行うこと。

(以下、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領より抜粋)

●入札参加条件

下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。

- ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 建設工事を落札した建設業者(以下「受注者」という。)は、原則として、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合については、管外に主たる営業所を有する建設業者に下請負する前に「「県内下請企業を使用しない理由書」について」(平成19年9月25日付け19建企第327号)に規定する様式-4(管内下請企業を使用しない理由書(離島地方機関用))を監督職員へ提出すること。
- ③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。
- ④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者(以下「下請負人指導責任者」という。)を配置し、下請負人指導責任者配置届(様式1)を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」(様式4)を提出すること。
- ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。
- ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。
- ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。
- ⑨ 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督職員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

●県が付した条件の履行確保

監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。

なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、受注者の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

(様式1)

下 請 負 人 指 導 責 任 者 配 置 届

平成 年 月 日

契約担任者 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の者を下請負人に対する指導等を行う責任者と定め、下請工事の監理指導をさせます。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 下請負人指導責任者氏名

(様式2)

施工体制チェックリスト

工事番号：	請負金額：
工事名：	
受注者：	
現場代理人氏名：	印

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであるため、本チェックリストを活用して適切な是正措置の実施に努めてください。
- 各項目を点検した結果、建設業法に違反する事実が認定される場合は、工事成績評定の減点及び改善指導等を受けることがあります。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 県から直接工事を請け負った受注者は、自社及び全ての下請負人の施工体制全般について点検してください。
- ② 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。
- ③ 監督職員から提出の要請があった場合は、速やかに応じてください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1 受注者の監理（主任）技術者の配置状況 (法第26条) (法第26条の3)	(I) 監理（主任）技術者の専任制				
	①監理（主任）技術者は、配置予定技術者として届け出た技術者である。	Yes	No		
	②下請契約の額が3,000万円以上の場合、監理技術者を配置している。	Yes	No	該当なし	
	③工事現場に専任で配置している。	Yes	No		
	④夜間工事など監理（主任）技術者不在時の、連絡体制を整備している。	Yes	No	該当なし	
2 適切な施工体制の確保 (法第24条の7) (規則第14条の3) (規則第14条の4) (入契法第13条)	(I) 施工体制台帳				
	①施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。	Yes	No		
	②施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。 ・特定建設業者が許可を受けた建設業の種類 ・建設工事の名称、内容、工期 ・発注者との請負契約に関する事項 ・発注者の監督員に関する事項 ・監理技術者に関する事項 ・受注者の現場代理人に関する事項 ・監理技術者以外の専門技術者に関する事項 ・全ての下請負人に関する事項 ・全ての下請負人の下請契約に関する事項 ・下請負人を監督する注文者の監督員に関する事項 ・下請負人の現場代理人に関する事項	Yes	No		

(法第40条) (入契指針第2 の4(3)ハ) (労災保健法施 行規則第49条)	・下請負人の主任技術者に関する事項 ・下請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項 ・受注者の営業所の名称及び所在地				
	③施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理技術者資格者証等の写しが添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)	Yes	No		
	(3) 工事現場における標識の掲示				
	①建設業許可を有する全ての建設業者が、商号、許可番号、監理(主任)技術者氏名等を掲示している。	Yes	No		
	②「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示がされている。	Yes	No		
	③労災保険関係の項目(労災保険番号、労災保険関係の成立年月日等)が掲示されている。	Yes	No		
	(4) 施工体制				
	①施工体系図に記載のない業者が作業していない。	Yes	No		
3 一括下請負 (法第22条) (法第26条)	②下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上の下請をさせていない。	Yes	No	該当なし	
	(II) 受注者に関する事項				
	①主たる部分を施工している、又は直営施工金額が受注金額に占める割合が妥当である。	Yes	No		
	②下請負人の中に受注者よりも資本金等が多い業者がない。	Yes	No		
	【発注者との協議】 ③発注者との打合せ(設計内容の確認、設計変更の協議等)を主体的に実施している。	Yes	No		
	【住民への説明】 ④工事施工に関する具体的内容について具体的に住民説明を行い、住民等からの苦情に的確に対応している。	Yes	No		
	【官公庁等への届出】 ⑤労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行っている。	Yes	No		
	⑥近接工事等との調整を適切に行っている。	Yes	No	該当なし	
	【施工計画】 ⑦施工計画の内容を適切に把握し、設計図との照査、施工計画(工程計画、安全計画、品質管理計画等)の立案を行っている。	Yes	No		
	【工程管理】 ⑧工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指導し、工程変更を余儀なくされた場合、適切に対応している。	Yes	No		
	⑨災害防止のための臨機の措置を実施している。	Yes	No		

	【出来型・品質管理】 ⑩品質確保の体制整備、所定の検査・試験の実施、検査・試験結果の保存、不具合発生時の適切な対応を実施している。	Yes	No		
	【完成検査】 ⑪下請施工分の完成検査を実施している。	Yes	No		
	【安全管理】 ⑫安全確保の体制整備、設備・機械・安全行動等の点検の実施、労働者の安全教育・下請業者の安全指導を実施している。	Yes	No		
	【下請業者の施工調整及び指導監督】 ⑬施工場所、施工部分、仮設物の使用等について調整・指導を実施し、施工上の留意点、技術的内容に係る具体的指導を実施している。	Yes	No		
	(2) 下請負人に関する事項				
	①下請負人は、主任技術者を設置している。	Yes	No		
	②下請負人の請負金額が2,500万円以上の場合、下請負人の主任技術者は現場に専任で配置している。	Yes	No	該当なし	
	③下請負人の主任技術者は、施工体系図に記載された主任技術者と同一である。	Yes	No		
	④下請負人の主任技術者は、資格、実務経験等からして、工事を施工する能力に問題がない。	Yes	No		
	⑤下請負人の主任技術者は、下請負人と直接・恒常的雇用関係がある。	Yes	No		

※法とは、「建設業法」（昭和24年法律第100号）をさす。

※規則とは、「建設業法施行規則」（昭和24年7月28日建設省令第14号）をさす。

※入契法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）をさす。

※入契指針とは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年6月9日付け総務省、財務省及び国土交通省告示第1号）をさす。

※労災保健法施行規則とは、「労働者災害補償保険法施行規則」（昭和39年9月1日付け労働省令第22号）をさす。

(様式3)

建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト

工事番号：	請負金額：
工事名：	
注文者：	下請負人：
点検対象企業名：	
下請負人指導責任者：	印

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 「地域力保全工事」の受注者は、自ら建設業法を遵守するほか、下請負人に対して建設業法その他の法令を遵守させるよう指導することが契約の条件となっています。
- 以下の表は、国土交通省が平成19年6月に策定した「建設業法令遵守ガイドライン」の内容を一覧表にまとめたものですので、これに従い、自社及び下請負人の法令遵守状況を点検してください。
- 点検の結果、法令違反の事実が認定された場合、改善指導等を受けることがありますので、ガイドラインの遵守の徹底を図るよう願います。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 一次下請契約に係る法令順守状況にあつては、点検対象企業名の欄に一次下請負人名を記載し、受注者とそれぞれの一次下請負人との間の契約締結の状況等を点検してください。
- ② 二次下請契約にあつては、点検対象企業名の欄に二次下請負人名を記載し、一次下請負人と二次下請負人との間の契約締結状況等を点検してください。
- ③ 「10 帳簿の備付け及び保存」及び「11 社会保険・労働保険等」は、点検対象企業の欄に記載した企業の状況について点検してください。
- ③ 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。
- ④ 監督職員から提出の要請があった場合は、速やかに応じてください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1 見積条件の提示 (法第20条第3項)	(1) 見積に際し、下請契約の具体的内容を提示している				
	①工事名称	Yes	No		
	②施工場所	Yes	No		
	③設計図書(数量等を含む)	Yes	No		
	④下請工事の責任施工範囲	Yes	No		
	⑤下請工事の工程及び下請け工事を含む工事の全体工程	Yes	No		
	⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項	Yes	No		
	⑦施工環境、施工制約に関する事項	Yes	No		
	⑧材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分	Yes	No		
	(2) 下請契約の内容を書面で提示し、作業内容を明確にしている。	Yes	No		
	①見積依頼を書面で行っている	Yes	No		

	②「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）の活用により、作業内容を明確化して見積依頼している	Yes	No		
	(3) 予定価格により一定の見積期間を設けている (注) やむを得ない事情があるときは、②、③の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	Yes	No		
	①下請工事の予定価格500万円未満にあつては、1日以上	Yes	No	該当なし	
	②下請工事の予定価格5,000万円未満にあつては、10日以上	Yes	No	該当なし	
	②下請工事の予定価格5,000万円以上にあつては、15日以上	Yes	No	該当なし	
2 書面による契約	(1) 工事着手前に契約書又は注文書・請書を交わしている				
2-1 当初契約 (法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3)	①工事内容	Yes	No	該当なし	
	②請負代金の額	Yes	No	該当なし	
	③工事の着手時期及び工事完成の時期	Yes	No	該当なし	
	④前金払又は出来高部分払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑤設計変更、工事着手の時期、工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法	Yes	No	該当なし	
	⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法	Yes	No	該当なし	
	⑦価格等の変動若しくはその変更に基づく請負代金の額又は請じない陽の変更	Yes	No	該当なし	
	⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担	Yes	No	該当なし	
	⑨注文者が工事に使用する資材提供又は建設機械等を貸与する場合の内容及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑩工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期、方法並びに引渡の時期	Yes	No	該当なし	
	⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑫工事目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置に関する定め	Yes	No	該当なし	
	⑬履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他賠償金	Yes	No	該当なし	
	⑭契約に関する紛争解決方法	Yes	No	該当なし	
	(3) 基本契約書+注文書・請書により請負契約を締結している場合				
	①基本契約書は、上記(2)④～⑭に掲げる事	Yes	No	該当	

	項が記載され、当事者双方の署名又は記名押印を行っている			なし	
	②注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	③注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は基本契約書の定めによることが記載されている	Yes	No	該当なし	
	④注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名又は記名押印している	Yes	No	該当なし	
	(4) 注文書・請書の交換のみによる場合				
	①注文書・請書双方に、同一内容の契約約款が添付又は印刷されている	Yes	No	該当なし	
	②契約約款には、上記(2)④～⑭までの事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	③注文書・請書と契約約款が複数枚に渡る場合は、割印が押されている	Yes	No	該当なし	
	④注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	⑤注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は契約約款の定めるによることが記載されている	Yes	No	該当なし	
	⑥注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名又は記名押印している	Yes	No	該当なし	
	(5) 書面契約に代えて、電子契約によっている	Yes	No	該当なし	
	(6) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により契約している	Yes	No		
	(7) 建設工事標準下請契約約款に比較して、下請負人に一方的に義務を課すものや、受注者の裁量の範囲が大きなものとなっていない	Yes	No		
	(8) 一定規模以上の解体工事の場合は、次の①～④の事項が契約書面に記載されている (※)「一定規模以上」とは、 ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事 ・床面積500㎡以上の建築物の新増築工事 ・請負額1億円以上の新築工事 ・請負額500万円以上の建築物以外の解体・新築工事				
	①分別解体等の方法	Yes	No	該当なし	
	②解体工事に要する費用	Yes	No	該当なし	
	③再資源化等をするための施設の名称、所在地	Yes	No	該当なし	
	④再資源化等に要する費用	Yes	No	該当なし	
2-2 追加・変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 追加工事が発生している場合、変更契約を行っている	Yes	No	該当なし	
	(2) 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 追加工事の都度、変更契約を締結できない	Yes	No	該当	

	場合(例:追加工事の全体数量等が確定困難)は、追加工事着工前に、以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、全体数量等の確定次第、変更契約を行っている ・追加工事の具体的作業内容 ・契約変更を行う時期 ・追加工事等に係る契約単価の額			なし	
	(4) 追加工事の費用を下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
2-3 工期変更に伴う変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(2) 追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合は、工期を変更する必要があると認めた時点で工期の変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を取り交わしており、変更後の工期が確定した時点で契約変更等の手続きを行っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 下請負人に責のない工期変更は、契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(4) 下請負人に責のない工期変更による費用を下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
3 不当に低い請負代金 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 以下の①～④に掲げる「不当に低い請負代金」に該当する事態が発生していないこと				
	①受注者が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	②受注者が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱をする可能性があることを示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結していない	Yes	No		
	③受注者が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させていない	Yes	No	該当なし	
	④受注者が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額していない	Yes	No		
4 指値発注 (法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3) (法第20条第3項)	(1) 以下の①～④に掲げる「指値発注」に該当する事態が発生していないこと				
	①受注者は、自らの予算額のみを基準として、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	②受注者が合理的根拠がなく、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	③下請代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事に着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に受注者が下請負人との協議に応じることなく下	Yes	No		

	請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結していない				
	④受注者が、下請負人の見積期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
5 不当な使用材料等の購入強制 (法第19条の4)	(1) 以下の①～②に掲げる「不当な使用材料等の購入強制」に該当する事態が発生していないこと				
	①下請契約締結後、 <u>受注者</u> が下請負に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で購入することとなっていない	Yes	No	該当なし	
	②下請契約締結後、 <u>受注者</u> が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における取引関係が悪化していない	Yes	No	該当なし	
6 やり直し工事 (法第18条) (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合(※)を除き、その費用は <u>受注者</u> が負担している (※)「下請負人の責めに帰すべき場合」とは、下請負人の施工が書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵がある場合をいう。 ただし、下請負人から施工内容の問い合わせがあったにもかかわらず、 <u>受注者</u> が理由なく施工内容を明確にせず、下請負人が作業を継続したため下請工事が契約内容と異なった場合、 <u>受注者</u> が了承した内容により下請負人が施工したにもかかわらず下請工事の内容が契約内容と異なった場合は、「下請負人の責めに帰すべき場合」とはいえない。	Yes	No	該当なし	
	(2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を依頼する場合は、契約変更をしている	Yes	No	該当なし	
7 赤伝処理 (法第18条) (法第19条) (法第19条の3) (法第20条第3項)	(1) <u>受注者</u> が下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用、下請代金の振込手数料を下請代金から差し引く(相殺する)場合は、下請負人との協議、合意をしている	Yes	No	該当なし	
	(2) <u>受注者</u> は、建設廃棄物の発生がない下請工事の下請負人からは、建設廃棄物処理費用を差し引いていない	Yes	No	該当なし	
	(3) <u>受注者</u> が、各種協力費等を差し引く場合は、差し引く根拠が明確である	Yes	No	該当なし	
	(4) <u>受注者</u> が確保した駐車場、宿舍等の代金を差し引く場合は、実際にかかる費用に比べ過	Yes	No	該当	

なし

	大になっていない				
	(5) 受注者が、受注者・下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別業者に行わせた場合、その費用を一方的に下請代金から減額してはいない	Yes	No	該当なし	
8 工期 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 下請負人に責のない下請工事の工程の遅れにより工期を短縮せざるを得なくなった場合の増加費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
	(2) 下請負人に責のない下請工事の工程の遅れにより工期が不足し完成期日に間に合わないおそれがあり下請負人との協議もなく受注者が別業者と契約し、または自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
	(3) 受注者の都合により下請工事が一次中断され工期を延長した場合、その期間の受注者の指示による重機等及び技術者等の待機等に伴う増加費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
9 支払保留 (法第24条の3) (法第24条の5)	(1) 受注者が出来高部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けた場合は、支払を受けた日から1ヶ月以内に下請負人に下請代金の一部又は全部を支払っている	Yes	No		
	(2) 受注者は、前払金が支払われた場合、下請負人に対し適切に建設工事の着手に必要な費用を支払っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 受注者が特定建設業者、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者の場合には、受注者は下請負人の工事目的物の引き渡の申し出の日から50日以内に下請代金を支払っている	Yes	No	該当なし	
10 長期手形等 (法第24条の5第3項)	(1) 受注者が特定建設業者、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者の場合には、120日を超える手形により下請代金を支払っていない	Yes	No	該当なし	
	(2) 受注者は、下請代金のうち労務費相当分は現金で支払っている	Yes	No		
11 帳簿の備付け及び保存 (法第40条の3)	(1) 営業所ごとに帳簿及び添付書類が備え付けられ、5年間保存されている (※)平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間	Yes	No		
	(2) 帳簿には、建設業法施行規則第26条第1項に掲げてある営業所の代表者に関する事項、注文者との請負契約に関する事項、下請負人との下請契約に関する事項が記載されている	Yes	No		
	(3) 特定建設業者が注文者となって、資本金4,000万円未満の一般建設業者と下請契約を締結したときは、支払った下請代金の額、支払	Yes	No	該当なし	

	年月日及び支払手段等が記載されている				
	(4) 帳簿には、県の発注機関との契約書、下請契約書が添付されている	Yes	No		
	(5) 特定建設業者が元請けとなって、3,000万（建築一式の場合は4,500万円）以上の下請契約をした場合は、帳簿に、施工体制台帳の一部（監理（主任）技術者資格、下請負人の許可番号、下請負人の建設工事の内容、下請負人の主任技術者資格）が添付されている	Yes	No	該当なし	
	(6) 特定建設業者が受注者となって資本金4,000万円未満の下請負人と下請契約を締結したときは、下請代金の領収書を添付している	Yes	No	該当なし	
10 社会保険・労働保険等 (健康保険法) (厚生年金保険法) (国民健康保険法) (国民年金法) (雇用保険法) (労働者災害補償保険法)	(1) 健康保険又は国民健康保険に加入している ※ ・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合→健康保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業の場合→国民健康保険に加入	Yes	No		
	(2) 厚生年金保険又は国民年金に加入している ※ ・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合→厚生年金保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業の場合→国民年金に加入	Yes	No		
	(3) 雇用保険に加入している ※ ・従業員を雇用していない個人事業所 ・常勤役員のための法人事業所 上記2項目に該当の場合は「該当なし」と回答すること	Yes	No	該当なし	
	(4) 労災保険に加入している (従業員を1人以上雇用する場合)	Yes	No		
	(5) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合に加入している(退職金制度を確立している)	Yes	No		

※法とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をさす。

(様式4)

法令遵守状況報告書

工事名			
企業名（受注者）			
所在地			
下請負人指導責任者	印		
（連絡先）	所属部署		Tel

1 下請負人に対する指導状況について

指導対象の下請企業名	一次・二次下請の別		下請負人は下請負した工事を下請負したか		「施工体制チェックリスト」によって下請負人を指導したか		「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」によって下請負人を指導したか	
	一次	二次	した	しなかった	した	しなかった	した	しなかった

（注）該当する箇所に「○」をつけること。

2 自社及び下請負人の建設業法違反の有無

法令違反企業名	法令違反の概要

（注）この報告書提出時において法令違反の状況が継続している案件を記載すること。
（この報告書提出時に法令違反が解消した場合は、記載不要）

班長	監
印	印

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 建設業法第26条第3項では、公共性のある工事については配置予定技術者の専任性が求められており、主任技術者又は監理技術者は工事現場毎に専任でなければならぬこととされ、また当該技術者は受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」こととされております。 平成16年3月に国土交通省において、「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」の雇用期間については連続して「3ヶ月以上（建設業法第26条第3項に該当する工事に限る。）」とする一定の基準が示されました。 本県においても、以下のとおり建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について定めました。 なお、雇用関係の確認は行いませんが、従来どおり、建設業法第26条第3項に該当する工事にあっては、配置予定技術者に「3ヶ月以上」の雇用期間を求めます。 1～4 (略) 5. 適用日 (1)～(6) (略) (7) 平成23年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(請負者を受注者に変更) 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置 (1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、<u>開札日</u>の属する年度の	建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 建設業法第26条第3項では、公共性のある工事については配置予定技術者の専任性が求められており、主任技術者又は監理技術者は工事現場毎に専任でなければならぬこととされ、また当該技術者は請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」こととされております。 平成16年3月に国土交通省において、「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」の雇用期間については連続して「3ヶ月以上（建設業法第26条第3項に該当する工事に限る。）」とする一定の基準が示されました。 本県においても、以下のとおり建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について定めました。 なお、雇用関係の確認は行いませんが、従来どおり、建設業法第26条第3項に該当する工事にあっては、配置予定技術者に「3ヶ月以上」の雇用期間を求めます。 1～4 (略) 5. 適用日 (1)～(6) (略) 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置 (1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、<u>入札日</u>の属する年度の

改正後	改正前
長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登録されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任（監理）技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。	長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登録されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任（監理）技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。

改 正 後					改 正 前				
別 表					別 表				
確認書類	根 拠	所 有 者	作 成 者	備 考	確認書類	根 拠	所 有 者	作 成 者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者 本人	全国健康保険協会又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。	健康保険被保険者証	健康保険法	技術者 本人	社会保険庁又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
源泉徴収票	所得税法	建設業者	建設業者	給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し、源泉徴収票を支払いを受ける者に交付する義務がある。	源泉徴収票	所得税法	建設業者	建設業者	給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し、源泉徴収票を支払いを受ける者に交付する義務がある。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書	健康保険法	建設業者	社会保険庁又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	建設業者	市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	建設業者	市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
国家資格者等及び監理技術者一覧表（許可添付書類）	建設業法	国土交通省	建設業者	建設業許可申請書の添付書類	国家資格者等及び監理技術者一覧表（許可添付書類）	建設業法	国土交通省	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術職員名簿（経営事項審査）	建設業法	都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表	技術職員名簿（経営事項審査）	建設業法	都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表
雇用保険事業別被保険者台帳照会	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規定による各種届出の義務を負う。	雇用保険事業別被保険者台帳照会	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規定による各種届出の義務を負う。

改 正 後		改 正 前	
(別紙様式1) 恒 常 的 雇 用 関 係 免 除 申 立 書 契約担任者 様 受 注 者 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印 年 月 日 平成 年 月 日	(別紙様式1) 恒 常 的 雇 用 関 係 免 除 申 立 書 契約担任者 様 請 負 者 住 所 商号又は名称 代 表 者 名 印 年 月 日 平成 年 月 日	下記のとおり、配置予定者は、倒産を事由に退職した者であるため、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」の規定に基づき、恒常的な雇用関係の免除を申し立てます。	
記		記	
1. 工 事 番 号	1. 工 事 番 号	2. 工 事 名	
2. 工 事 名	2. 工 事 名	3. 技術者区分	
3. 技術者区分	3. 技術者区分	4. 技術者氏名	
4. 技術者氏名	4. 技術者氏名	5. 倒産した建設業者名 住所 名称	
5. 倒産した建設業者名	5. 倒産した建設業者名	6. 倒産年月日	
6. 倒産年月日	6. 倒産年月日	7. 退職年月日	
7. 退職年月日	7. 退職年月日	(注1) 「技術者区分」には、主任技術者、監理技術者のいずれかを記入すること。	
(注1) 「技術者区分」には、主任技術者、監理技術者のいずれかを記入すること。	(注1) 「技術者区分」には、主任技術者、監理技術者のいずれかを記入すること。	(注2) 倒産した建設業者との雇用関係を確認できる資料を添付願います。(監理技術者資格者証又は工事実績情報サービス (CORINS) など)	
(注2) 倒産した建設業者との雇用関係を確認できる資料を添付願います。(監理技術者資格者証又は工事実績情報サービス (CORINS) など)	(注2) 倒産した建設業者との雇用関係を確認できる資料を添付願います。(監理技術者資格者証又は工事実績情報サービス (CORINS) など)	(注3) 倒産年月日が確認できる資料を添付願います。(破産手続開始通知書など) なお、資料がない場合は、契約担任者の保有している情報で確認を行います。確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。	
(注3) 倒産年月日が確認できる資料を添付願います。(破産手続開始通知書など) なお、資料がない場合は、契約担任者の保有している情報で確認を行います。確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。	(注3) 倒産年月日が確認できる資料を添付願います。(破産手続開始通知書など) なお、資料がない場合は、契約担任者の保有している情報で確認を行います。確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。	(注4) 退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など) なお、契約担任者の方では当該情報を保有しておりませんので、必ず申立者が確認できる資料を添付してください。	
(注4) 退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など) なお、契約担任者の方では当該情報を保有しておりませんので、必ず申立者が確認できる資料を添付してください。	(注4) 退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など) なお、契約担任者の方では当該情報を保有しておりませんので、必ず申立者が確認できる資料を添付してください。	(注5) 倒産した建設業者との雇用関係や倒産年月日や退職年月日が確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。	
(注5) 倒産した建設業者との雇用関係や倒産年月日や退職年月日が確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。	(注5) 倒産した建設業者との雇用関係や倒産年月日や退職年月日が確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意ください。		

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について

建設業法第26条第3項では、公共性のある工事については配置予定技術者の専任性が求められており、主任技術者又は監理技術者は工事現場毎に専任でなければならないこととされ、また当該技術者は受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」こととされております。

平成16年3月に国土交通省において、「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」の雇用期間については連続して「3ヶ月以上（建設業法第26条第3項に該当する工事に限る。）」とする一定の基準が示されました。

本県においても、以下のとおり建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について定めました。

なお、雇用関係の確認は行いませんが、従来どおり、建設業法第26条第3項に該当する工事にあつては、配置予定技術者に「3ヶ月以上」の雇用期間を求めます。

1. 確認の対象となる工事

県が発注する建設工事で設計金額が土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事は3,500万円以上、ほ装工事は3,000万円以上、建築一式工事等その他の工事は5,000万円以上の一般競争入札に付する工事です。

2. 当該工事の配置予定技術者の要件

- (1) 配置予定技術者が属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- (2) 直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

恒常的な雇用関係とは、

①一般競争入札

競争参加資格確認申請書又は事後審査型入札にかかる競争参加資格審査申請書の提出期限日

②簡易工事応募型指名競争入札

簡易工事応募型指名競争入札参加申請書の提出期限日

③簡易工事応募型指名競争入札を除く指名競争入札

入札執行日

④随意契約

見積書の提出日

を含め連続して3箇月以上の雇用関係があることです。

(3) 例外的な取扱い

会社合併若しくは営業譲渡若しくは会社分割又は6の特例措置による所属企業の変更等において雇用期間が3箇月に満たない場合において契約担任者が認めた場合はこの限りではありません。

持株会社の子会社が置く配置予定技術者、親会社及び連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の取扱いについては、各発注者に確認して下さい。

3. 確認に必要な書類等の届出

- (1) 監理技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証（過去5年以内に登録講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証）の写しを貼付してください。
- (2) 主任技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に健康保険被保険者証の写し又は雇用保

險事業者別被保険者台帳照会の写しを添付してください。

なお、当該確認書類によりがたい場合は別表に掲げるいずれかの確認書類の写しや賃金台帳の写し（２．（２）の①～④の属する月を含め前４月分とします。）でもかまいません。

4. 配置（予定）技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第３条の別表１の１号に該当します。

また、関係法令に抵触する場合は当該法律を所管する機関に通知します。

5. 適用日

- （１）平成１６年４月１日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。
- （２）平成１６年７月１日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（賃金台帳写しの４月分への変更）
- （３）平成１６年７月１５日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（原本証明及び申立書の廃止）
- （４）平成２０年７月２２日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（対象工事の変更）
- （５）平成２１年４月１日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（恒常的な雇用関係の免除特例措置の追加）
- （６）平成２１年５月１２日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（監理技術者講習に関する経過措置の廃止）
- （７）平成２３年４月１日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。（請負者を受注者に変更）

6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

- （１）緊急経済雇用対策として、当分の間、開札日の属する年度の長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から３か月以内に直接的に雇用し、２に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任（監理）技術者として配置する場合であって、別紙様式１「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、２に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。
- （２）（１）において、「倒産」とは、①～⑤の場合で、契約担任者が当該事実があったことを確認できた場合をいいます。
 - ① 手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があった場合
 - ② 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条又は第６４４条の規定に基づく精算の開始がなされた場合
 - ③ 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
 - ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合
 - ⑤ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- （３）契約担任者は、（２）の①～⑤の事実を土木部建設企画課公共工事契約指導班より送付する倒産情報又は入札参加予定者が提出した当該事実を証する書類等により確認するものとし、確認できない場合は、土木部建設企画課公共工事契約指導班や保証事業会社へ問い合わせるものとし、

なお、契約担任者は、事実の確認に時間を要したり事実の確認ができなかったことにより、入札参加予定者が入札に参加できなかったり落札者が契約を締結できなかったとしても一切責

任を負わないものとします。

- (4) (1)において、「倒産を事由に退職した者」とは、②のイ～ホの事実が発生して以降3か月以内に退職した者をいいます。
- (5) (1)において、別紙様式1「恒常的雇用関係免除申立書」は、一般競争入札の場合は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第7条第2項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）」、簡易工事応募型指名競争入札の場合は、長崎県建設工事簡易工事応募型指名競争入札試行実施要綱（平成15年6月20日付15監第147号）第7条第3項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）」、抽選型指名競争入札の場合は、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行実施要綱（平成14年3月29日付13監第536号）第14条第1項に規定する届出書、指名競争入札又は随意契約の場合は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第20条に規定する「現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）」の添付資料として契約担任者に提出してください。

別 表

確 認 書 類	根 拠	所有者	作 成 者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	技 術 者 本 人	全国健康保険協会又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
源泉徴収票	所得税法		建設業者	給与の支払いをする者は、所得税を源泉徴収し、源泉徴収票を支払いを受ける者に交付する義務がある。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
国家資格者等及び監理技術者一覧表 (許可添付書類)	建設業法	国 土 交通省	建設業者	建設業許可申請書の添付書類
技術職員名簿 (経営事項審査)	建設業法	都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表
雇用保険事業者別被保険者台帳照会	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	労働者を雇用する事業所の事業主は、雇用保険法の規定による各種届出の義務を負う。

(別紙様式1)

恒常的雇用関係免除申立書

年 月 日

契約担任者 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者名

印

下記のとおり、配置予定者は、倒産を事由に退職した者であるため、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」の規定に基づき、恒常的な雇用関係の免除を申し立てます。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 技術者区分

4. 技術者氏名

5. 倒産した建設業者名 住所
名称

6. 倒産年月日

7. 退職年月日

(注1) 「技術者区分」には、主任技術者、監理技術者のいずれかを記入すること。

(注2) 倒産した建設業者との雇用関係を確認できる資料を添付願います。(監理技術者資格者証又は工事实績情報サービス(CORINS)など)

(注3) 倒産年月日が確認できる資料を添付願います。(破産手続開始通知書など)

なお、資料がない場合は、契約担任者の保有している情報で確認を行いますが、確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意願います。

(注4) 退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など)

なお、契約担任者の方では当該情報を保有しておりませんので、必ず申立者が確認できる資料を添付してください。

(注5) 倒産した建設業者との雇用関係や倒産年月日や退職年月日が確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意願います。

改 正 後	改 正 前
1～5 (略) 6. その他 (1) (略) (2) 受注者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者として従事させる場合には、事後審査型一般競争入札の場合は事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出時に、通常型指名競争入札又は随意契約の場合は現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。 (3) ～ (5) (略) (6) 受注者は、(5) のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。 (7) 及び (8) (略) (9) 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなつた場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報することとなるので、厳に注意すること。また、請負金額が250万円以下の場合には、現場代理人等決定（変更）通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。 7. 適用日 平成 23 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事から適用する。（「請負者」を「受注者」に変更）	1～5 (略) 6. その他 (1) (略) (2) 請負者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者として従事させる場合には、事後審査型一般競争入札の場合は事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出時に、通常型指名競争入札又は随意契約の場合は現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。 (3) ～ (5) (略) (6) 請負者は、(5) のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。 (7) 及び (8) (略) (9) 請負者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなつた場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報することとなるので、厳に注意すること。また、請負金額が250万円以下の場合には、現場代理人等決定（変更）通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。 7. 適用日

改 正 後		改 正 前	
(別記様式1号) 兼 務 承 諾 協 議 書 「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」(平成21年3月23日20建企第838号)の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。 なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。		(別記様式1号) 兼 務 承 諾 協 議 書 「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」(平成21年3月23日20建企第838号)の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。 なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。	
記		記	
兼 務 する 者 に 関 する 事 項		兼 務 する 者 に 関 する 事 項	
兼務する者の氏名		兼務する者の氏名	
(該当するものを○で囲んでください。)		(該当するものを○で囲んでください。)	
経営業務の管理責任者・営業所の専任技術者		経営業務の管理責任者・営業所の専任技術者	
兼務するもの(該当するものを○で囲んでください。)		兼務するもの(該当するものを○で囲んでください。)	
現場代理人・主任技術者		現場代理人・主任技術者	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
受注者 住所		請負者 住所	
商号又は名称		商号又は名称	
代表者氏名		代表者氏名	
印		印	
契約担当者 様		契約担当者 様	
上記について、		上記について、	
(発注機関は、該当する方に○をつけること。)		(発注機関は、該当する方に○をつけること。)	
承諾します。		承諾します。	
承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。		承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
受注者 様		請負者 様	
契約担当者 印		契約担当者 印	

経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と
工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の
兼務に関する取扱いについて（通知）

記

1. 対象

長崎県が発注する建設工事。

2. 経営業務の管理責任者について

- (1) 建設業法第26条第3項に該当する場合
経営業務の管理責任者と主任（建設業法第26条第2項に該当する場合は、
監理技術者）技術者の兼務は認めない。
- (2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合
次の要件をすべて満たす場合に限り、経営業務の管理責任者と主任技術者
の兼務を認める。
 - ① 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、
それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体
制にあること。
 - ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3. 営業所の専任技術者について

- (1) 建設業法第26条第3項に該当する場合
営業所の専任技術者と主任（監理）技術者の兼務は認めない。
- (2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合
次の要件をすべて満たす場合に限り、営業所の専任技術者と主任技術者の
兼務を認める。
 - ① 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、
それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体
制にあること。
 - ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配
置する現場代理人及び主任技術者等が2及び3に定める要件を満たしているかの確
認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則（昭和49
年長崎県規則第30号）第51条により、現場代理人等決定（変更）通知書を省略す
ることができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 （議会議決案件の場合）	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	本契約締結時
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	配置予定技術者に係る通 知書提出時
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	事後審査型入札に係る競 争参加資格審査申請書提 出期限時（期限前に落札 決定する場合は、落札決 定時）
通常型指名競争入札又は 随意契約	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時

5. 入札（見積）参加者への周知

（1） 一般競争入札の場合

「競争入札に参加する者に必要な資格」に（注）として、以下のとおり記載すること。

（注○） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

ただし、法第26条第3項に該当せず専任を要しない場合については、次の要件をすべて満たしていれば、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

- ① 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約を締結すること。
- ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

（2） 指名競争入札又は随意契約の場合

入札執行通知書又は見積執行通知書に下記の内容を記載する。

- 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とするできない。
- 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。

- イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
- ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- 二) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含め連続して3か月以上）にあること。
※ 随意契約の場合は、「入札の執行日」を「見積書の提出日」とすること。

6. その他

- (1) 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の資格確認について」（平成16年2月26日付け15監第532号）に規定する3箇月以上の継続雇用要件が適用されること。
- (2) 受注者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者として従事させる場合には、事後審査型一般競争入札の場合は事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出時に、通常型指名競争入札又は随意契約の場合は現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。
- (3) 契約担任者は、(2)により別記様式1号の提出を受けた場合は、2. (2)又は3. (2)の要件を満たしているかどうかを確認し、別記様式1号により回答すること。
- (4) 当初建設業法第26条第3項に該当しない場合であっても、変更契約等により請負金額が増加し該当することとなった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。
- (5) 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合で、2. (2)又は3. (2)の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合があること。
- (6) 受注者は、(5)のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。
- (7) 契約担任者は、(6)により別記様式1号の提出を受けた場合は、(5)のただし書きを満たしているかどうかを確認し、別記様式1号により回答すること。
- (8) (2)及び(3)並びに(6)及び(7)の規定は、請負金額が250万円以下の工事には適用しないこと。
- (9) 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報することとなるので、厳に注意すること。また、請負金額が250万円以下の場合は、現場代理人等決定（変更）通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に

違反し、建設業法に抵触することが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。

7. 適用日

2及び3は、従来適用している。

2及び3以外は、平成21年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事から適用する。

平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事から適用する。（「請負者」を「受注者」に変更）

8. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095-894-3027

・FAX番号 : 095-894-3461

・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

※ 参考

- ① 「建設業法第26条第2項に該当する場合」とは、下請負金額の総額が3,000万円以上（建築一式工事の場合は、4,500万円以上）で、工事現場に監理技術者を配置する必要がある場合をいう。

② 「建設業法第26条第3項に該当する場合」とは、請負金額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は、5,000万円以上）で、工事現場に主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある場合をいう。

(別記様式1号)

兼 務 承 諾 協 議 書

「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」(平成21年3月23日20建企第838号)の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

兼 務 す る 者 に 関 す る 事 項	
兼務する者の氏名 (該当するものを ○で囲んでくださ い。)	経營業務の管理責任者 営業所の専任技術者

兼 務 す る 工 事 に 関 す る 事 項	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負(見込)金額	
兼務するもの(該当 するものを○で囲 んでください。)	現 場 代 理 人 主 任 技 術 者

年 月 日

受注者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

契約担任者 様

上記について、

(発注機関は、該当する方に○をつけること。)

	承諾します。
	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

受注者 様

契約担任者 印

【参考】

経營業務の管理責任者と営業所の専任技術者の法的解釈

1. 建設業法

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ （略）

ロ （略）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ （略）

ロ （略）

ハ （略）

三 （略）

四 （略）

2. 経營業務の管理責任者

① 該当条文

建設業法第7条第1号

② 目的（「建設業法解説 改訂10版」P82参照）

建設業の経営は、他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有している。すなわち、建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない。また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要である。したがって、適正な建設業の経営を行うことを期待するためには、建設業の経營業務についての経験を少なくとも五年以上有する者が、最低一人はいることが必要であると判断され、この要件が定められたものである。

③ 「役員のうち常勤であるもの」の解釈（「建設業法解説 改訂10版」P82～83参照）

いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。許可申請者が法人である場合において、経験業務の管理責任者としての経験を有する者を。常勤の役員に限ったのは、日常の経營業務を具体的に執行している役員が、この要件を満たすものでなければ、建設業の適正な経営が行われることを期待し得ず、単に取締役会にのみ出席するのみであって日常の経營業務を執行する権限を持たない非常勤役員を含めることは妥当でないからである。

3. 営業所の専任技術者

① 該当条文

建設業法第7条第2号

② 目的（「建設業法解説 改訂10版」P85参照）

建設工事の適正な施工を図るためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者（国家資格者又は実務経験者）を有していることが必要であることは自明の理である。更に、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから

みて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、また、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であるのでそれぞれ専任のものでなければならないこととしたものである。

③ 「専任のもの」の解釈（「建設業法解説 改訂10版」P85 参照）

その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければならない。

(別記様式1号)

兼 務 承 諾 協 議 書

「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」(平成21年3月23日20建企第838号)の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

兼 務 す る 者 に 関 す る 事 項	
兼務する者の氏名	
(該当するものを○で囲んでください。)	経營業務の管理責任者 営業所の専任技術者

兼 務 す る 工 事 に 関 す る 事 項	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負(見込)金額	
兼務するもの(該当するものを○で囲んでください。)	現 場 代 理 人 主 任 技 術 者

年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

契約担任者 様

上記について、

(発注機関は、該当する方に○をつけること。)

☐	承諾します。
☐	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

受注者 様

契約担任者 印